

目 次

教育委員会規則

- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
告示
- 市町村立の小学校及び中学校の廃止について…………… 3
通知・通達・照会
- 北海道教育委員会委員の異動について…………… 3

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第3号）

1 趣旨

平成25年度の北海道立高等学校の生徒定員を減員するため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道夕張高等学校ほか8校について、全日制の課程の第1学年の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道夕張高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道芦別高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道南幌高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道栗山高等学校	全日制の課程	普通科	120	80	40
北海道千歳北陽高等学校	全日制の課程	普通科	320	280	40
北海道士別翔雲高等学校	全日制の課程	普通科	160	120	40
北海道佐呂間高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道幕別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40
北海道本別高等学校	全日制の課程	普通科	80	40	40

(2) 北海道森高等学校ほか1校について、単位制による全日制の課程の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道森高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	440	400	40
北海道斜里高等学校	単位制による 全日制の課程	総合学科	360	320	40

(3) 北海道札幌北高等学校ほか1校について、学年進行に伴い、定時制の課程の第3学年の生徒定員を減員することとした（別表第1関係）。

名 称	課 程	学 科	現 行	改正後	減員数
北海道札幌北高等学校	定時制の課程	普通科	120	80	40
北海道函館中部高等学校	定時制の課程	普通科	80	40	40

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成25年 4 月 9 日

北海道教育委員会委員長 鷹 野 正 義

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則
北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道夕張高等学校の項中

普	通	科	80	80	80	/	2
---	---	---	----	----	----	---	---

「

40

」を「

普	通	科	40	80	80	/	200
---	---	---	----	----	----	---	-----

」に改め、同表北海道芦

別高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普	通	科	160
---	---	---	-----

120	160	/	440
-----	-----	---	-----

」を「

普	通	科	120	120	160	/	400
---	---	---	-----	-----	-----	---	-----

」

」に改め、同表北海道南幌高等学校の項中

普	通	科	80	80	80	/	
---	---	---	----	----	----	---	--

「

240

」を「

普	通	科	40	80	80	/	200
---	---	---	----	----	----	---	-----

」に改め、同表

北海道栗山高等学校の項中

普	通	科	120	120	120	/	360
---	---	---	-----	-----	-----	---	-----

」を「

普	通	科	80	120	120	/	320
---	---	---	----	-----	-----	---	-----

」に改め、同表北海道札幌北高等

学校の部定時制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普	通	科	120	1
---	---	---	-----	---

20	120	120	480
----	-----	-----	-----

」を「

普	通	科	120	120	80	120	440
---	---	---	-----	-----	----	-----	-----

」

に改め、同表北海道千歳北陽高等学校の項中

普	通	科	320	320	320	/	
---	---	---	-----	-----	-----	---	--

「

960

」を「

普	通	科	280	320	320	/	920
---	---	---	-----	-----	-----	---	-----

」に改め、同表

北海道函館中部高等学校の部定時制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普	通
---	---

科	80	80	80	80	320
---	----	----	----	----	-----

」を「

普	通	科	80	80	40
---	---	---	----	----	----

」

「

80	280
----	-----

」に改め、同表北海道森高等学校の項中

総	合	学	科	440
---	---	---	---	-----

「

/	440
---	-----

」を「

総	合	学	科	400	/	400
---	---	---	---	-----	---	-----

」に

改め、同表北海道士別翔雲高等学校の部全日制の課程の款普通教育を主とする学科の項中

普	通	科	160	160	120	/	440
---	---	---	-----	-----	-----	---	-----

」を「

普	通	科	120
---	---	---	-----

「

160	120	/	400
-----	-----	---	-----

」に改め、同表北海道斜里高等学校の項中

総	合	学
---	---	---

科 360 360 を 総合学科 320

320 に改め、同表北海道佐呂間高等学校の項中 普通科 80 40

80 200 を 普通科 40 40 80 160

に改め、同表北海道幕別高等学校の項中 普通科 80 80 80

240 を 普通科 40 80 80 200 に改め、同表北海道本別高等学校の項中 普通科 80 80 80 240 を

普通科 40 80 80 200 に改める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第24号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第1号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の廃止の届出を、受理した。

平成25年4月9日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由
稚内市	稚内市立下勇知小学校	平成25年3月31日	稚内南小学校への統合による廃止
	稚内市立下勇知中学校	平成25年3月31日	稚内南中学校への統合による廃止

通知・通達・照会

教 総 第 15 号
平成25年4月9日

各 次 課 長
各 出 先 機 関 の 長
各 所 管 機 関 の 長 様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

北海道教育委員会委員の異動について（通知）

このことについて、次のとおり当教育委員会の委員に異動がありましたので、通知します。

記

1 異動事項

区 分	氏 名	委 員 の 任 期	備 考
委 員	立 川 宏	平成25.4.1～平成28.3.31	新 任

2 異動後の構成

区 分	氏 名	備 考
委員長	鷹 野 正 義	委員長の任期 平成24.11.7～平成25.11.6
委 員	中 村 隆 信	委員長職務代理者（第1順位）
委 員	鶴 羽 佳 子	委員長職務代理者（第2順位）
委 員	末 岡 裕 文	
委 員	田 澤 由 利	
委 員	立 川 宏	教育長

（総務政策局総務課法制グループ）